

## 特定施設使用届出書

届出が必要な場合 未指定地域が指定地域（※1）となった際、現にその地域内に特定施設（※2）を設置している場合

特定施設として、新たに施設が指定された際、現に指定地域内にその施設を設置している場合。但し、その施設以外の特定施設を設置している場合は、特定施設の種類ごとの数変更届出書による届出とする。

届出時期 指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内

届出先 荻田町役場 環境課 環境対策担当

届出書様式 特定施設使用届出書（様式第2）

添付書類 騒音に係る特定施設ごとの数等および騒音防止の方法（別紙）  
工場又は事業場付近の見取り図（地図）  
工場又は事業場内における特定施設の配置図  
特定施設の騒音レベルのわかるもの（騒音計算書、仕様書等）  
遅延理由書（届出時期を遅延している場合のみ）

提出部数 正副2部  
（1部は控えとして、受付・審査後に返却します。）

提出方法 窓口に持参  
（郵送による受付は行っていません。）

※1 指定地域は、役場環境課の窓口にて確認できます（窓口閲覧のみ、写しの交付不可）。

※2 騒音規制法施行令別表第1に規定されている施設

### 届出書記入にあたっての注意事項

1. 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号並びに名称を記載すること。
2. 特定施設の種類欄の枠が足りない場合は、「別紙」と記載し、別紙に詳細を記載すること。
3. ※印の欄には、記載しないこと。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
5. 記入見本、記載例等を十分参照のこと。